

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 14 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 3 年 4 月 7 日(水)から令和 3 年 6 月 8 日(火)まで

2 監査の対象部課等

経済部（企業誘致推進課（旧産学振興課）、産学振興課、国際政策課）

3 監査の対象及び範囲

経済部（企業誘致推進課（旧産学振興課）、産学振興課、国際政策課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 3 年 2 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われている

か。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 7 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

企業誘致推進課（旧産学振興課）

1 旅費の精算について（局長指摘事項）

概算払いにより支給を受けた旅費の精算において、パック商品を利用した場合、精算書に証拠となる書類として領収書を添付することとなっているが、領収書が添付されていない精算書が見受けられた。この精算書では旅行が実施されたか、精算額が適正であるかを確認することができない。また、精算書に日付及び押印がないものが散見された。

領収書未添付の精算書については早急に領収書を添付するとともに、適切な旅費の精算事務を行うこと。

2 請求委任について（局長指摘事項）

「情報提供サービスセンター高圧受電設備工事負担金」及び「鯉田工業団地第2工区埋設石撤去作業負担金」について、負担金を支払うべき債権者（正当債権者）でなく、施工業者に支出していた。

正当債権者と異なる名義人に支出する場合は、委任状を徴すべきである。

また支出命令書において、課長が決裁すべきところ、部長が決裁を行っているものがあつた。

今後は適切な事務処理を行うこと。

産学振興課

1 飯塚市販路開拓支援補助金について（局長指摘事項）

飯塚市販路開拓支援補助金について、申請書の支出内訳の金額が間違っているにもかかわらず、交付決定が行われており、適正に審査されたか疑義がある。

また、事業収支決算書においては、各配分額の20パーセントを超える流用増減があつたにもかかわらず、同補助金交付要綱第11条に規定されている変更承認申請書の提出がなされていないものがあつた。

補助金審査の際には、申請書類の確認を徹底し、要綱に従い適正な事務処理を行うこと。

2 債権管理について（局長指摘事項）

「飯塚市新産業創出支援センター使用料（滞納繰越分：A社・計360,608円）」

及び「同センター駐車場使用料（滞納繰越分：A社・計 10,000 円）」については、総額 370,608 円の債権がある。

この債権については、地方自治法第 225 条に規定する使用料であるため、公債権（非強制徴収公債権）であり、同法第 236 条第 1 項により時効期間は 5 年と解される。

同センター使用料債権管理台帳を確認したところ、平成 30 年 1 月に A 社から分納誓約書を受け取り、その後、分納計画どおり返済がなかったため、訪問や電話、Eメール等での督促及び催告を行っているものの、平成 30 年 8 月以降、A 社への催告を行っていなかった。

早急に債務者の現況調査を行い、債権管理を適切に行うこと。

国際政策課

1 飯塚市国際化推進事業補助金の交付について（局長指摘事項）

飯塚市国際化推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項によれば、暴力団関係者は補助金の交付対象としない旨が規定されている。

しかしながら、関係機関に対し照会を行わないまま、補助金の交付決定を行っていた。

今後は書類審査において同要綱を遵守し、補助金交付を行うこと。

2 飯塚国際交流推進協議会補助金の交付について（局長指摘事項）

飯塚国際交流推進協議会補助金の交付において、「補助事業内容以外の事業の財源に充ててはならない」と交付条件を付して交付決定し、事業完了前に補助金を交付している。

また、補助金の執行の流れについては、平成 30 年 4 月 9 日付、30 飯行財政第 23 号「19 節のうち「補助及び交付金等」の執行方法について」にて、財政課が通知しており、変更がある場合は、①申請書受領、②交付決定伺い、③執行伺書・交付決定通知、④支出負担行為書の変更手続きが必要であると定められている。

しかしながら、当初交付決定した補助対象事業の一部については、新型コロナウイルス感染症対策により中止となり別の事業に変更しているものの、補助対象事業の変更手続きを行っていなかった。

今後は補助金交付事務について、適正に事務処理を行うこと。併せて、飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱には、補助対象事業に変更が生じたときの事務取扱いについて規定がないため要綱の整備を行うこと。

3 スタートアップワールドカップ九州大会実行委員会負担金について（局長指摘事項）

スタートアップワールドカップ九州大会実行委員会負担金について、実行委員長が請求すべきものを、請求の権限を持たない事務局長が行っていた。

今後は適正に事務処理を行うこと。